

令和 7 年度
第 1 回佐賀市国民健康保険事業の
運営に関する協議会
(書面開催)

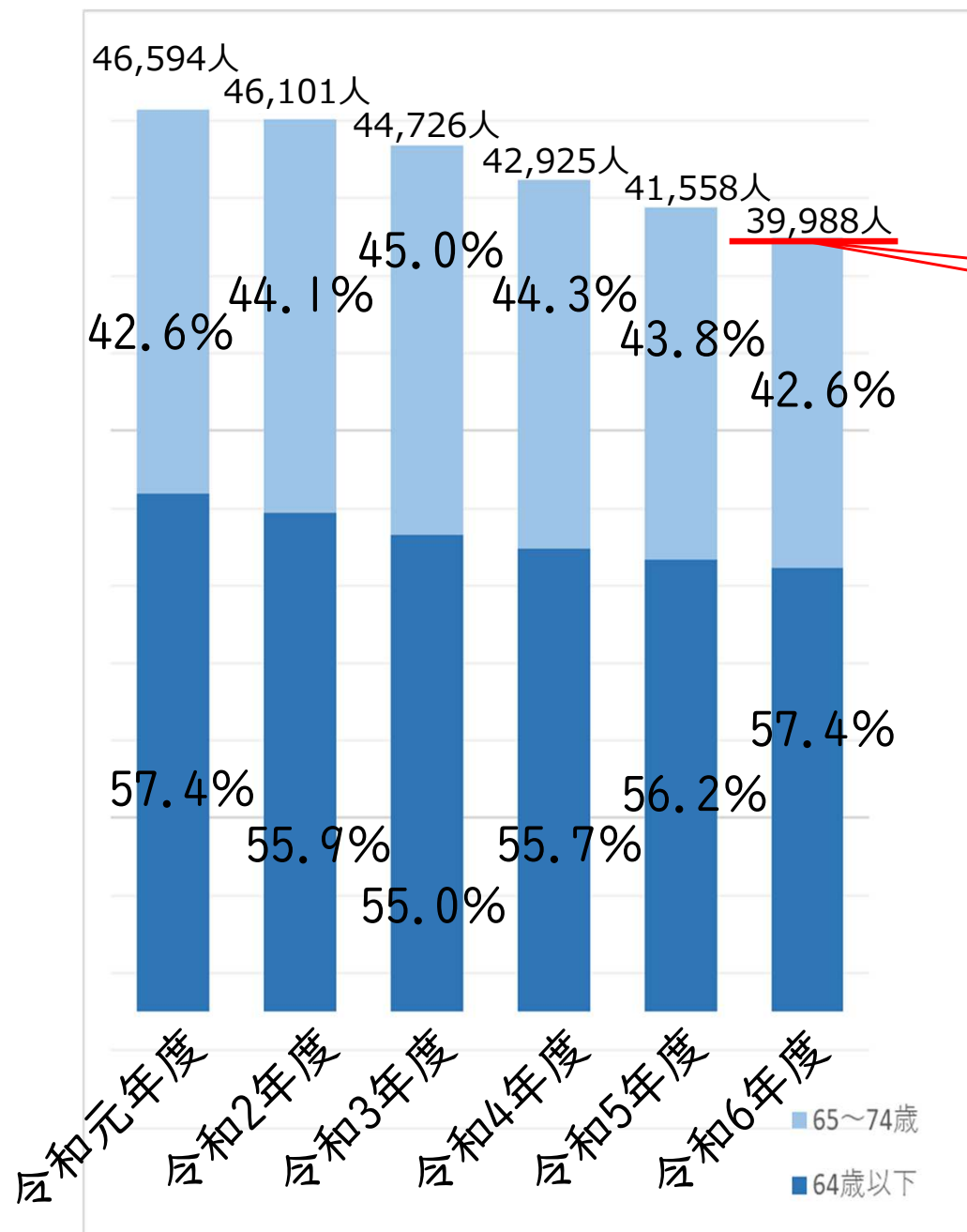
佐賀市 保健福祉部 保険年金課
令和 7 年 9 月

目次

I	佐賀市国民健康保険事業の現状	… 1
II	令和6年度佐賀市国民健康保険特別会計決算	… 11
III	今後のスケジュール	… 15
IV	その他（令和8年度からの子ども子育て支援金制度の導入について）	… 17

I 佐賀市国民健康保険事業の現状

1 被保険者数の推移（年度末時点）



■ 被保険者数の減少は今後も続く見込み。

人口減少や高齢化による後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等が要因。

令和6年度末（令和7年3月末）、被保険者数が4万人を切りました。

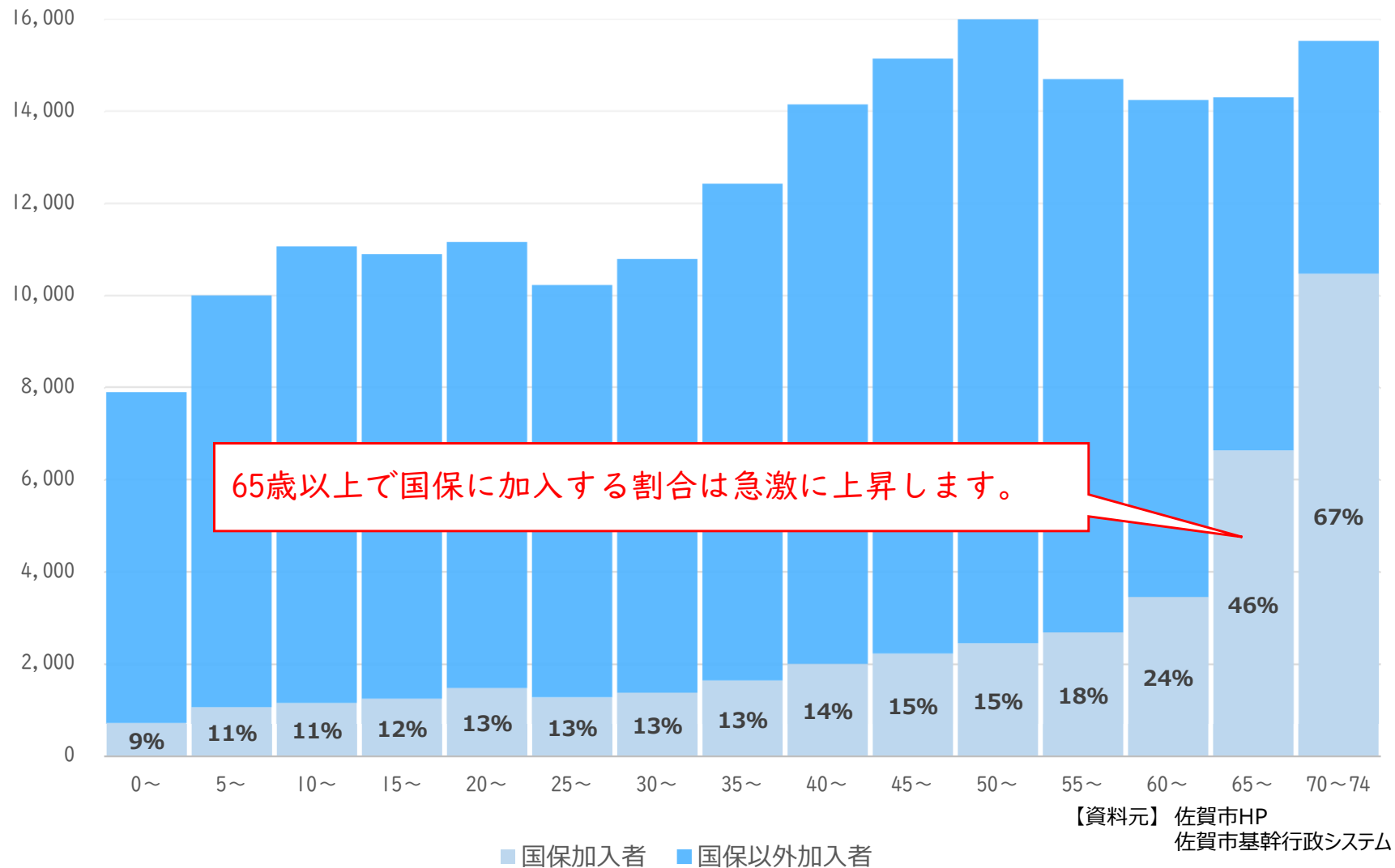
■ 前期高齢者数（65歳から74歳まで）の全体に占める割合は、R8までは減少する見込み。

令和5年度：43.8%

令和6年度：42.6%

R8年度までは64歳の被保険者が65歳になるよりも、74歳の被保険者が75歳になり、後期高齢者医療へ移行する方が多いため、前期高齢者数の割合は減少するが、その後は再び増加傾向となると見込んでいる。

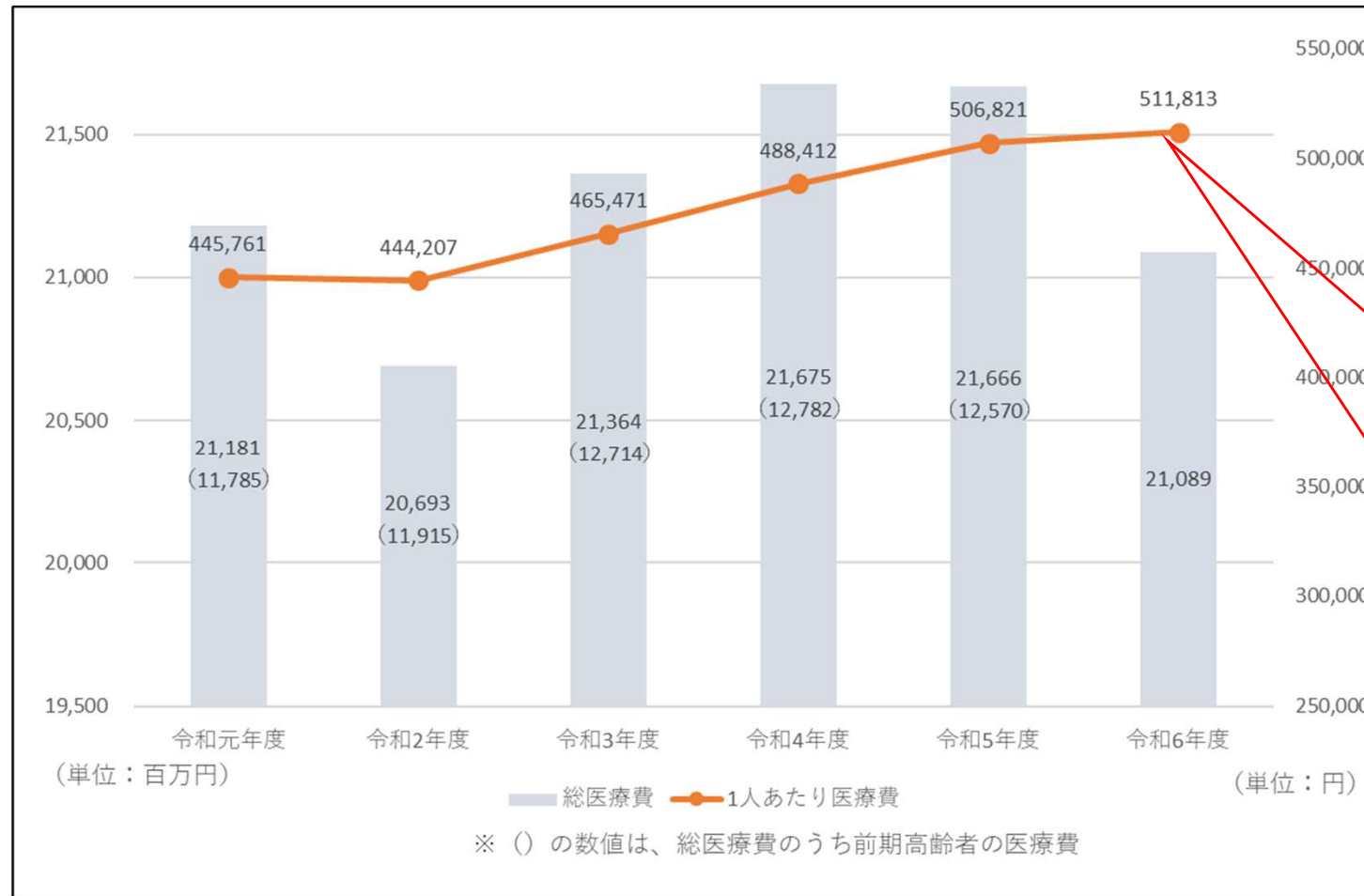
2 被保険者の年齢分布（令和6年度末時点）



- **高齢になるほど、国保加入の割合は高くなる。**
年齢が上がるにつれ、国保加入の割合は高くなっていく。
佐賀市に在住する70歳から74歳の67%が国保に加入している。

3 医療費の推移

1) 総医療費及び一人あたり医療費の推移

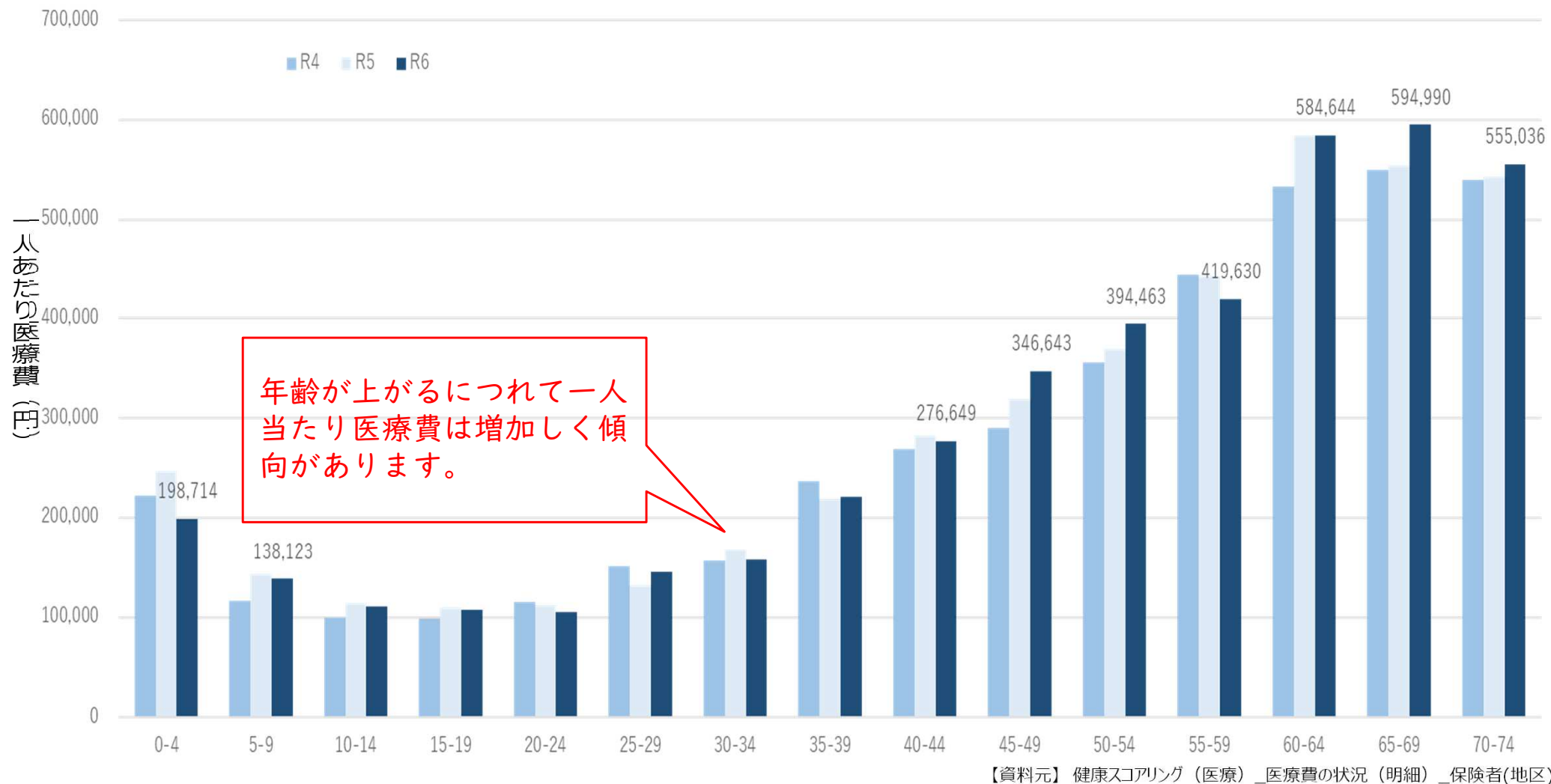


令和5年度の総医療費
…216.66億円
令和6年度の総医療費
…210.89億円

総医療費は6億円近く減少していますが、被保険者数の減少割合の方が大きいため、一人あたり医療費は微増しています。

- 総医療費について、令和6年度は大きく減少している。この理由として、以前から国保の被保険者数は減少し続けてきたが、その影響がようやく総医療費に現れたものではないかと考えている。
- 総医療費の減少割合よりも被保険者数の減少割合の方が率が大きいため、一人あたり医療費は増加しているが、増加額の伸びは鈍化している。

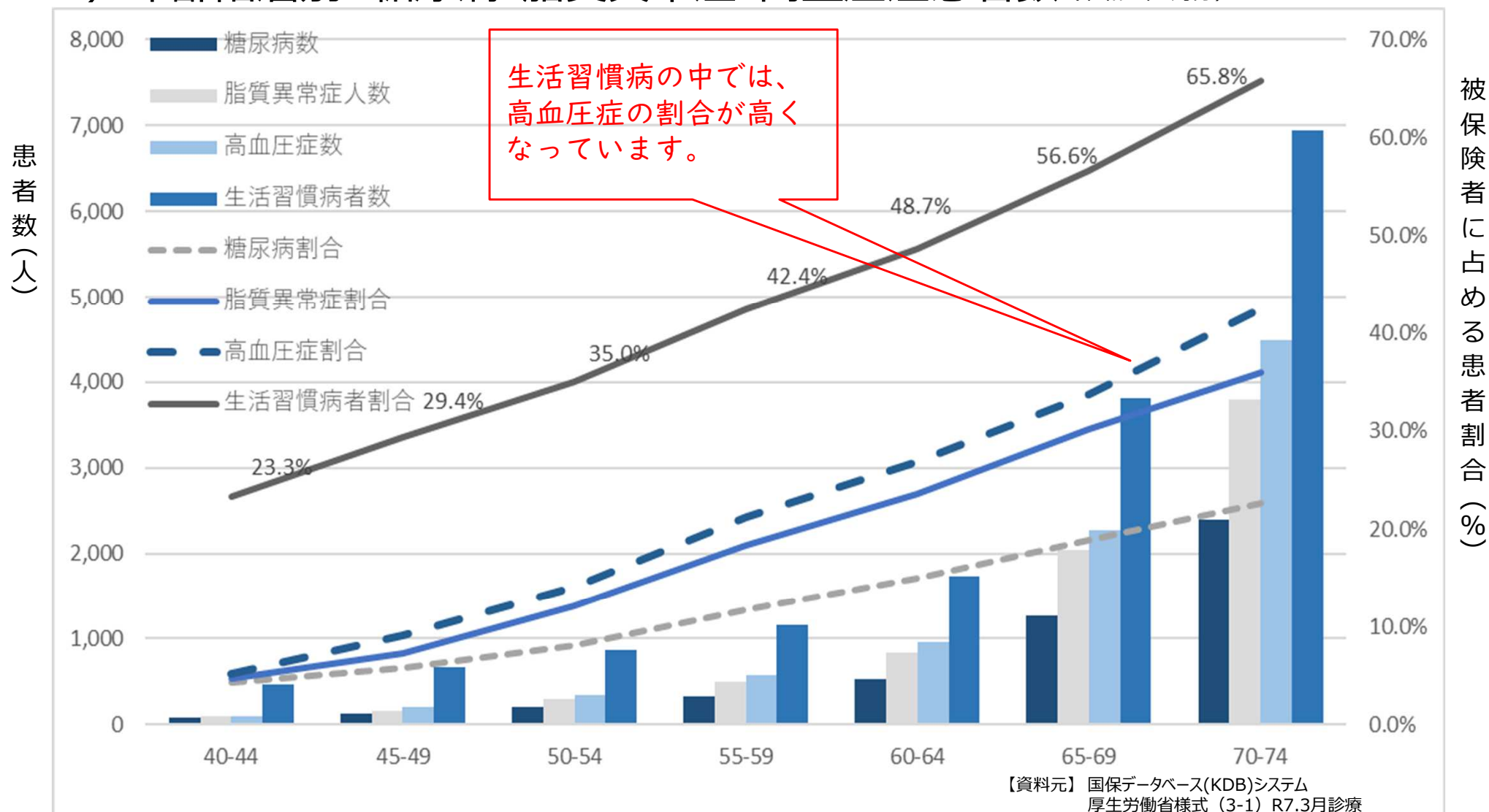
2) 年齢階層別一人あたり医療費の推移（令和4～6年度）



■ 令和6年度の佐賀市の一人あたり医療費は、511,813円で60歳以上の年齢階層で大きく上回っている。

年代別医療費では、65～69歳が594,990円と最も高額である。65～69歳の年代別医療費に占める疾病ごとの割合をKDBで分析した結果、新生物（がん）が18.1%と最も高く、生活習慣病等の疾病合計割合は50.9%を占めていた。

3) 年齢階層別 糖尿病・脂質異常症・高血圧症患者数 (令和7年3月分)

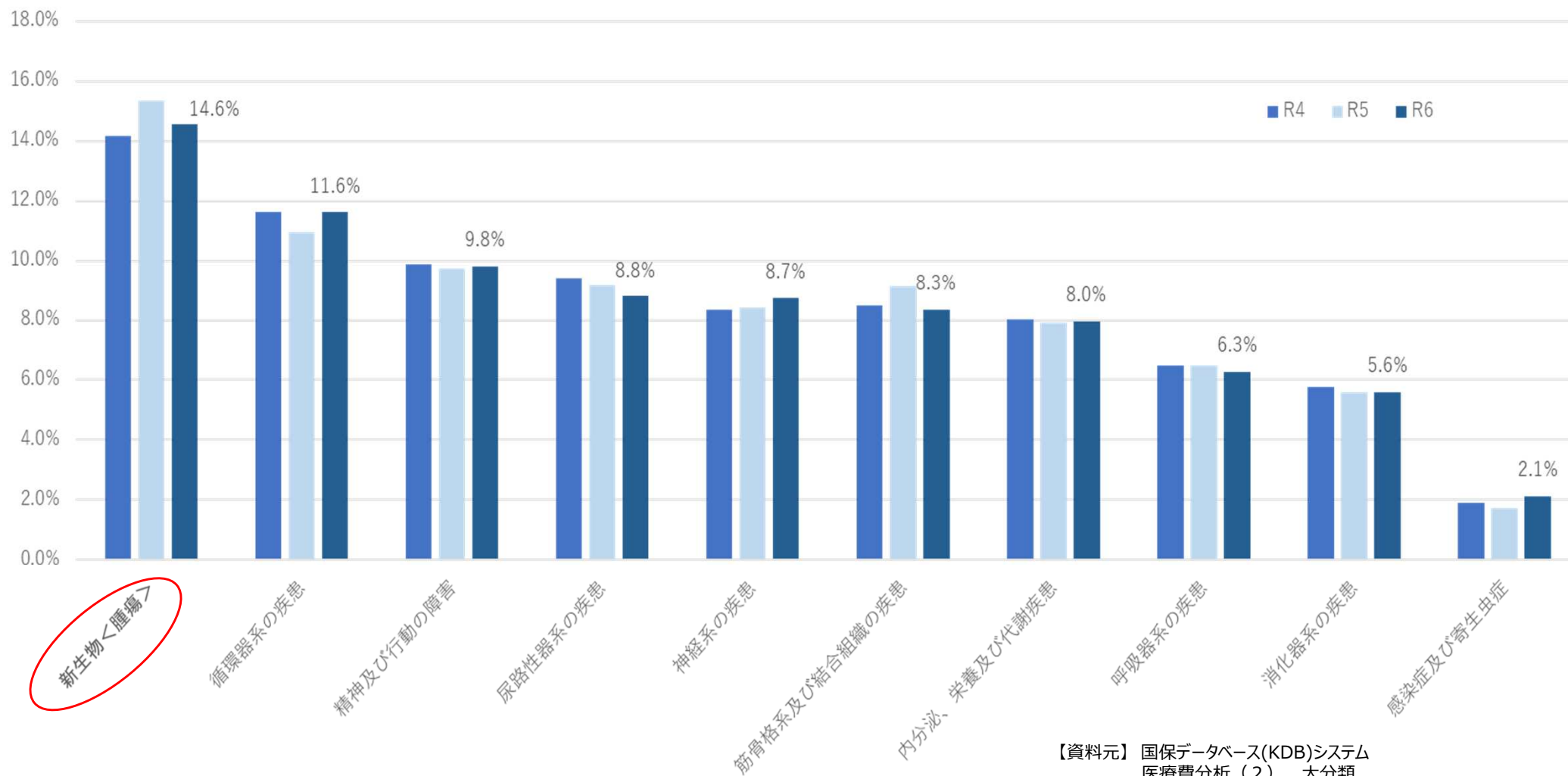


■ 高齢になればなるほど生活習慣病を有する割合が増加する。

疾患別では高血圧症患者数が最も多くなっている。

40～44歳の被保険者では23.3%が生活習慣病を有しているのに対し、70歳以上の被保険者では65.8%が生活習慣病を有している。

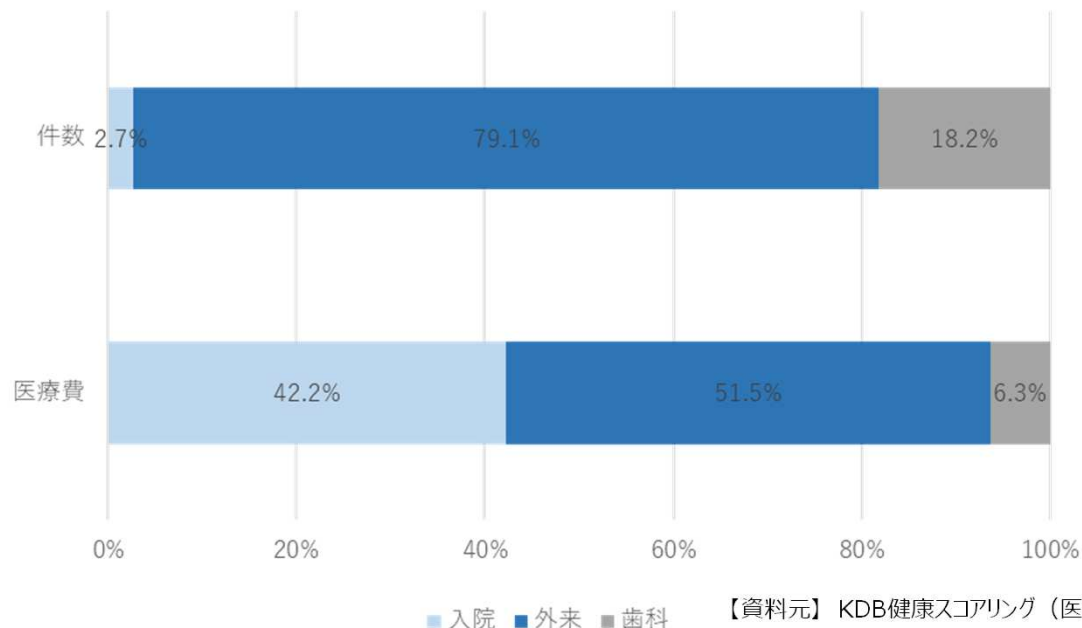
4) 主な疾患別医療費割合の推移（令和4～6年度）



■ 依然として新生物（がん）にかかる医療費割合は高い。

医療費に占める割合は「新生物（がん）」が最も高く、前年度からの推移では「新生物（がん）」「尿路性器系の疾患（腎不全）」が減少し、「循環器系（脳血管疾患・虚血性心疾患）」の割合が増加している。

5) 入院・外来医療費の比較（令和6年度）

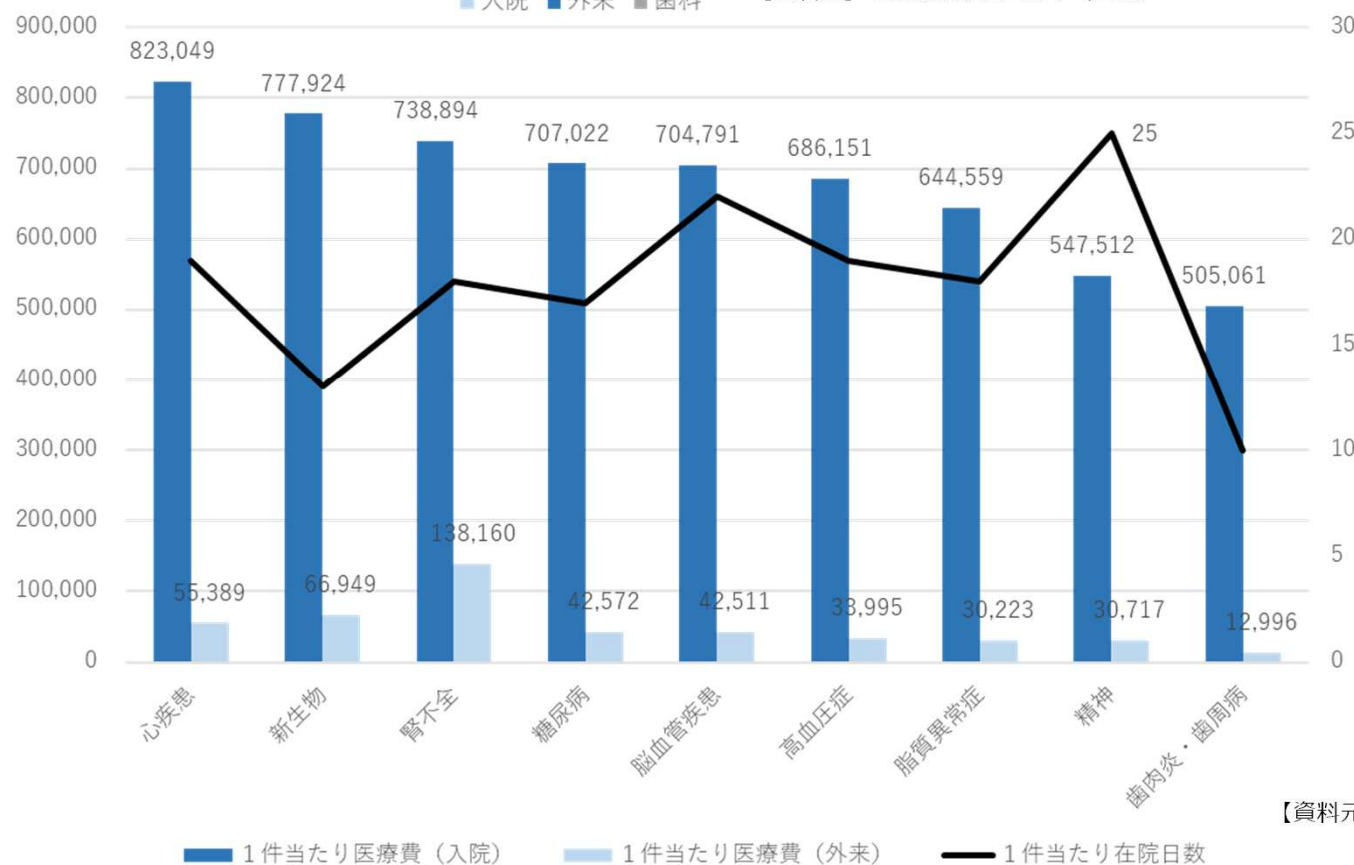


■ 入院は2.7%のレセプト件数で、総医療費の42%を占めている。

KDBデータでは、レセプト総件数は517,753件、総医療費は約198億円となっている。

そのうち、入院に係るものはレセプト件数13,890件、83.6億円となっている。

KDBデータは電子レセプトのみを集計しているため、事業年報と数字が違ってきます。



■ 入院医療費は、外来医療費と比較して高額となっている。

レセプト1件あたり医療費では、入院では心疾患、外来では腎不全が高くなっている。

在院日数では、精神・脳血管疾患が20日を超えている。

4 国保税収等の推移

1) 年度別の調定額及び収納額

	調定額			収納額			収納率	
		対前年度比			対前年度比			対前年度比 増減値
		増減額	伸び率		増減額	伸び率		
令和2年度	5,523百万円	3百万円	0.1%	5,361百万円	19百万円	0.4%	96.94%	0.24%
1人当たり	118,659円	2,250円	1.9%	115,176円	2,528円	2.2%		
令和3年度	5,359百万円	△164百万円	△3.0%	5,209百万円	△152百万円	△2.8%	97.14%	0.20%
1人当たり	117,050円	△1,609円	△1.4%	113,783円	△1,394円	△1.2%		
令和4年度	5,093百万円	△266百万円	△5.0%	4,928百万円	△281百万円	△5.4%	96.73%	△0.41%
1人当たり	115,151円	△1,899円	△1.6%	111,433円	△2,350円	△2.1%		
令和5年度	4,951百万円	△142百万円	△2.8%	4,775百万円	△153百万円	△3.1%	96.41%	△0.32%
1人当たり	116,133円	982円	0.9%	111,996円	563円	0.5%		
令和6年度	5,260百万円	309百万円	6.2%	5,035百万円	260百万円	5.4%	95.67%	△0.74%
1人当たり	128,070円	11,936円	10.3%	122,585円	10,590円	9.5%		

■ 1人当たり調定額は、保険税率・税額の引き上げにより前年度と比較して大きく増加。

令和5年度：116,133円 ⇒ 令和6年度：128,070円（11,936円、10.3%）

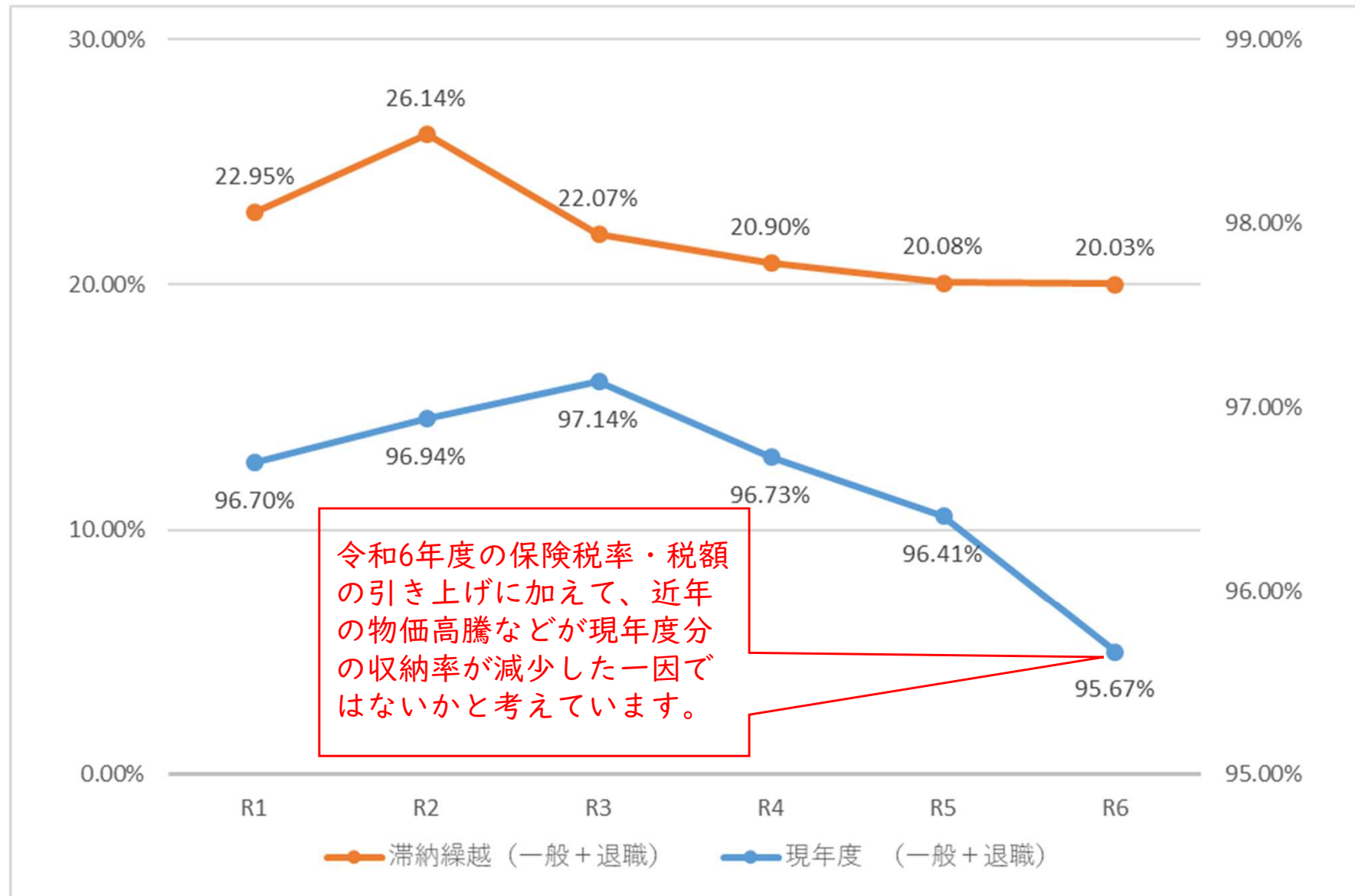
■ 1人当たり収納額は、保険税率・税額の引き上げにより前年度と比較して大きく増加。

ただし収納率は減少。

令和5年度：111,996円 ⇒ 令和6年度：122,585円（10,590円、9.5%）

令和6年度の保険税率・税額は令和5年度から大きく引き上げているため、調定額、収納額は増加しています。

2) 佐賀市国民健康保険税の収納率の推移



- 収納率は、現年度分は減少、滞納繰越分はほぼ横ばい。
(現年度分) 令和5年度：96.41% ⇒ 令和6年度：95.67% (△0.74ポイント)
(滞納繰越分) 令和5年度：20.08% ⇒ 令和6年度：20.03% (△0.05ポイント)

Ⅱ 令和 6 年度

佐賀市国民健康保険特別会計決算

令和6年度国民健康保険特別会計決算

【歳入】

(単位：億円)

内訳	R6年度 当初予算額	R6年度 決算額	R5年度 決算額	対当初予算比		対前年度決算比	
				金額	増減率	金額	増減率
1.国民健康保険税	51.4	51.5	49.0	0.1	+0.2%	2.5	+5.1%
2.国県支出金	191.7	190.2	192.3	△ 1.5	△0.8%	△ 2.1	△1.1%
3.繰入金	21.8	22.1	22.6	0.3	+1.4%	△ 0.5	△2.2%
4.繰越金	0.0	1.0	0.9	1.0		0.1	+11.1%
5.その他（※1）	0.4	0.4	0.3	0.0	0.0%	0.1	+33.3%
合計	265.3	265.2	265.1	△ 0.1	0.0%	0.1	0.0%

※1 一部負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入

■ 令和5年度からの主な増減理由

保険税（増）：保険税率・税額の引き上げ 等

国県支出金（減）：保険給付費の減に伴う普通交付金の減 等

※普通交付金額は減少しているが、保険給付費がそれ以上に減少しているため、R7年度に返還金が発生する。

【歳出】

(単位：億円)

内訳	R6年度 当初予算額	R6年度 決算額	R5年度 決算額	対当初予算比		対前年度決算比	
				金額	増減率	金額	増減率
1.総務費	4.2	4.1	4.6	△ 0.1	△2.4%	△ 0.5	△10.9%
2.保険給付費	186.7	180.8	185.6	△ 5.9	△3.2%	△ 4.8	△2.6%
3.国民健康保険事業費納付金	71.9	71.9	69.3	0.0	0.0%	2.6	+3.8%
4.保健事業費	1.6	1.3	1.3	△ 0.3	△18.7%	0.0	0.0%
5.基金積立金	0.0	1.0	0.5	1.0		0.5	+100.0%
6.公債費	0.0	0.0	2.2	0.0	—	△ 2.2	△100.0%
7.その他（※2）	0.8	1.5	0.6	0.7	+87.5%	0.9	+150.0%
8.予備費	0.1	0.0	0.0	△ 0.1	△100.0%	0.0	
合計	265.3	260.6	264.1	△ 4.7	△1.8%	△ 3.5	△1.3%

※2 共同事業拠出金、財政安定化基金拠出金、諸支出金

■ 令和5年度からの主な増減理由

保険給付費（減）：被保険者数の減少等、公債費（減）：返済終了に伴うもの

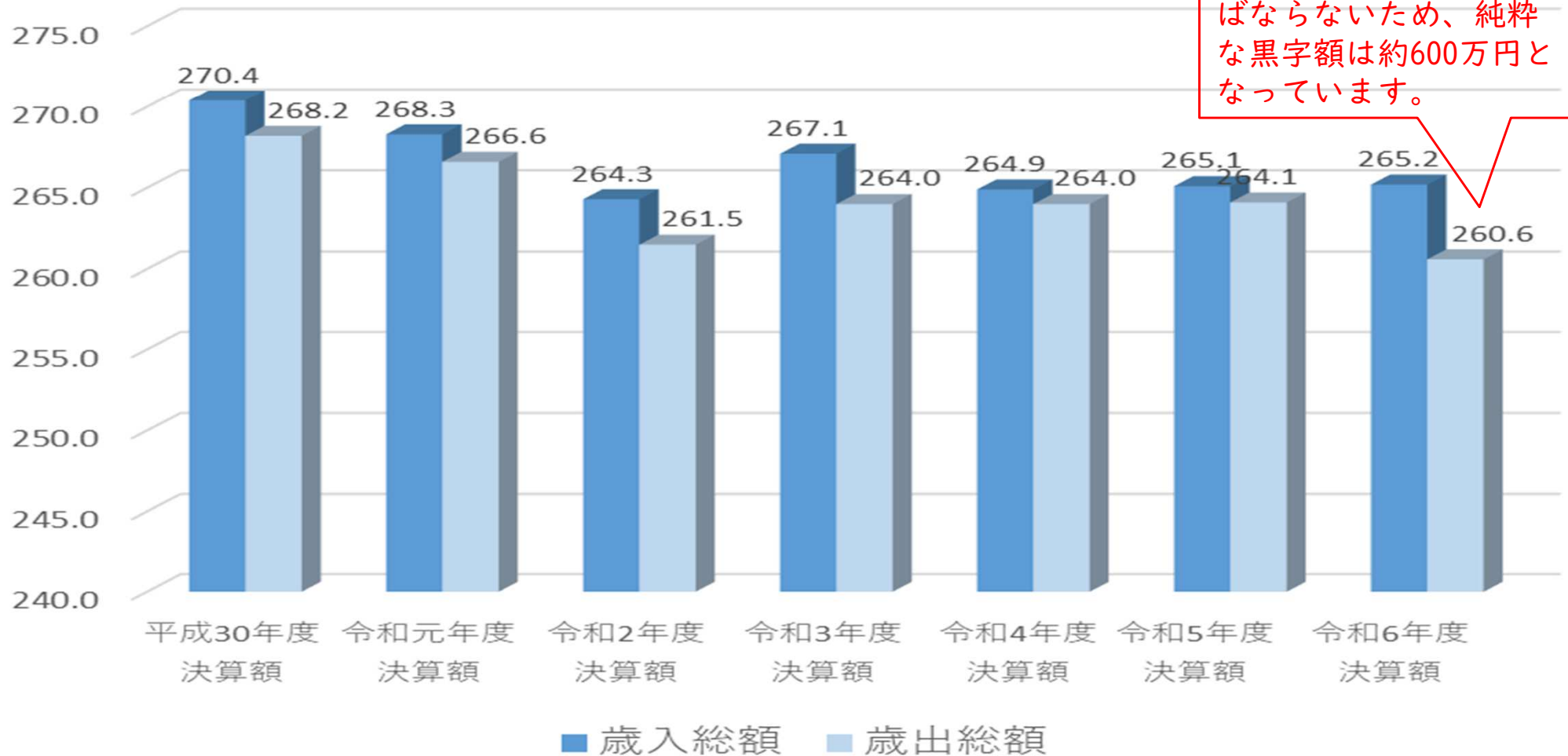
その他（増）：富士大和温泉病院事業会計繰出金の増（システム改修によるもの）

◆歳入決算総額265.2億円－歳出決算総額260.6億円＝4.6億円

⇒約4.6億円の黒字決算（※うち普通交付金等の返還金が約4.5億円）

国民健康保険特別会計の推移

歳入歳出総額の推移



- ・平成30年度に行われた国保広域化以降、佐賀市の国保財政は黒字を保っており、健全な運営を行っていると言える。

Ⅲ 今後のスケジュール

令和7年度国民健康保険税率の決定フロー

時期	国	佐賀県	佐賀市
R7.8			■第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）
R7.9			
R7.10	令和8年度試算用の【仮係数】を提示	【仮係数】による試算の実施 納付金・標準保険税率の提示	
R7.11			令和8年度保険税率の検討 ■第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会（必要に応じて開催）
R7.12	令和8年度試算用の【確定係数】を提示	【確定係数】による試算の実施 納付金・標準保険税率の確定	
R8.1			■第3回国民健康保険事業の運営に関する協議会
R8.2			
R8.3			予算審議（3月議会） 条例改正

IV その他

令和 8 年度からの子ども子育て支援金制度の導入について

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

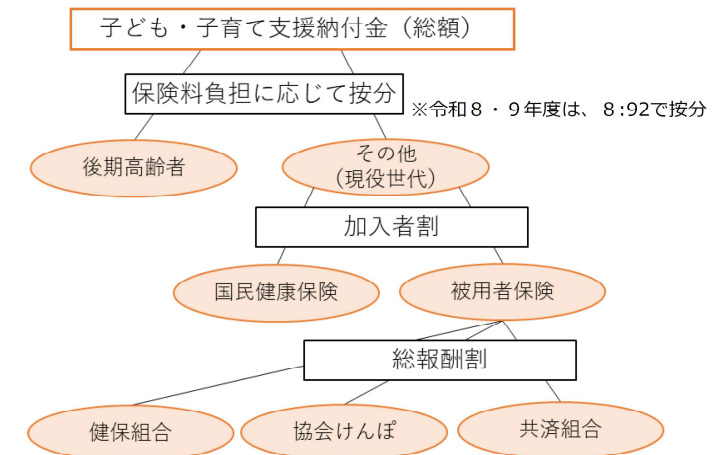
- ① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

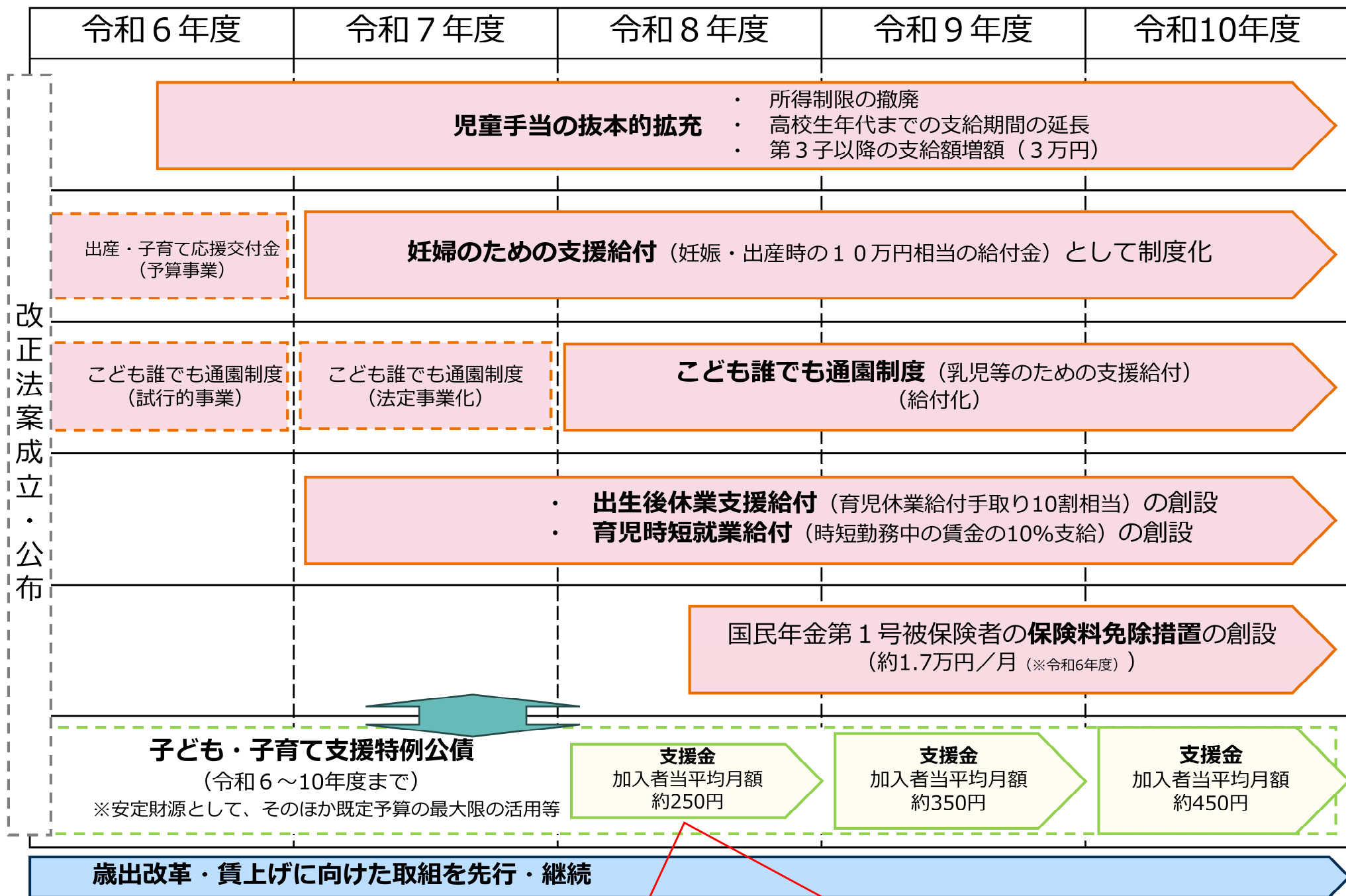
- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）**。
- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
 - ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

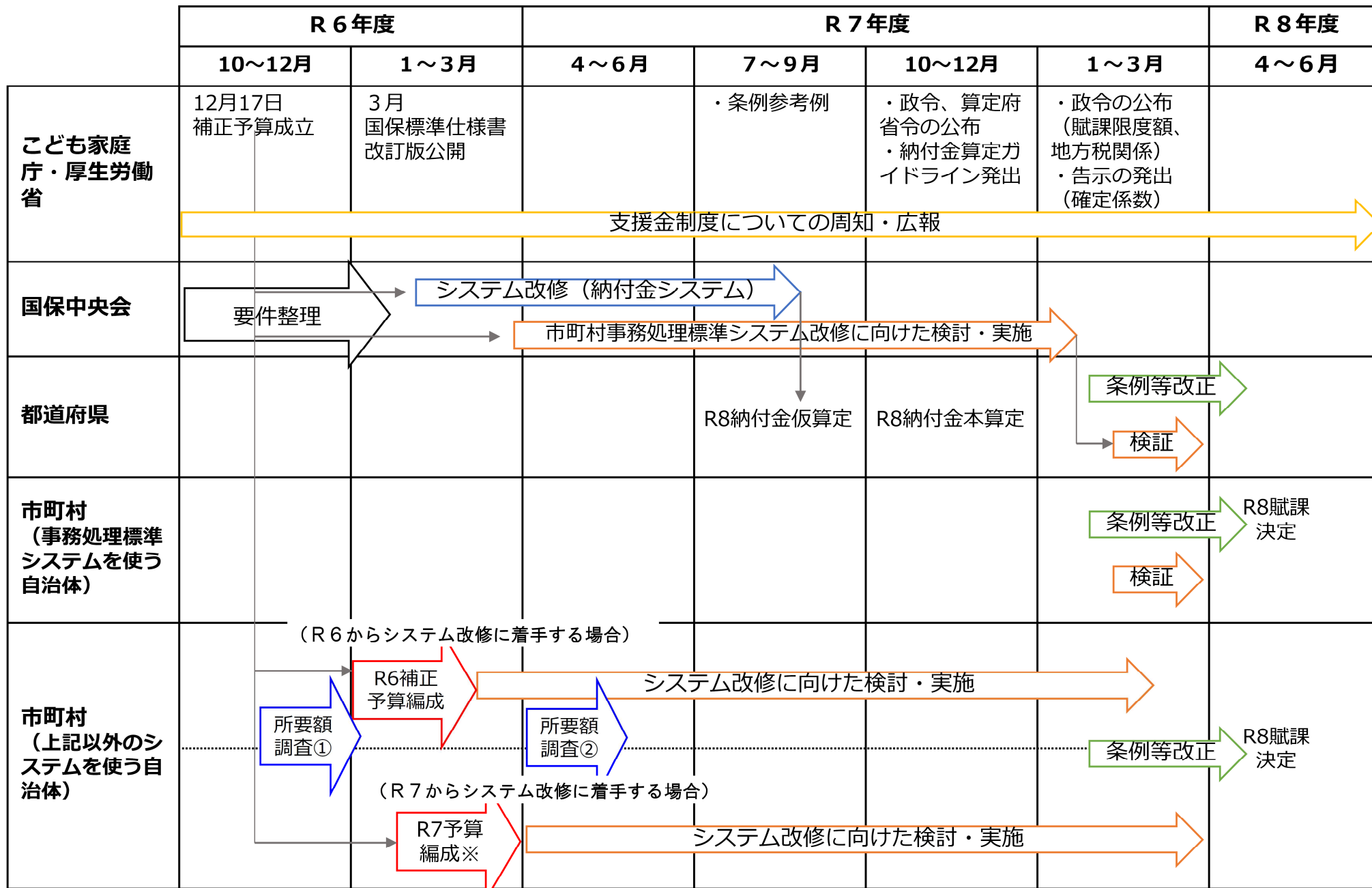
- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



令和8年度から国保加入者一人当たり月に約250円の支援金が保険税に上乗せされる計画になっています。

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



（※）令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。

令和8年3月議会で条例等の改正を行う計画です。